

選考委員会規程

公益財団法人木口福祉財団
平成25年3月26日法人名変更

(目的)

第1条 この規程は、選考委員会（以下、「委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、理事会の諮問に応じ、定款第4条第1項第1号に掲げる助成の対象の審査及び選定に関する事項を審議する。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下、「選考委員」という。）は、学識経験者のうちから、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- 2 選考委員は、5名以上9名以内とする。
- 3 選考委員のうち、役員及び評議員が2名を超えて含まれてはならない。
- 4 選考委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 選考委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わねばならない。

(選考委員長及び選考副委員長)

第4条 委員会には選考委員長（以下、「委員長」という。）1名、及び必要に応じ選考副委員長（以下、「副委員長」という。）2名以内をおくこととし、選考委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により他の選考委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 会議を招集しようとするときは、選考委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 委員会は、選考委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をもって予め意見を表明した選考委員は、出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって選考委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合において、委員長はその結果について、各選考委員に報告しなければならない。

6 選考委員は、自己が申請者又は協力者である場合その他特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

7 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(選考基準)

第6条 助成の対象及び候補者の選考は、別に定める選考基準に基づいて行う。

(議事録)

第7条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。

2 議長及び出席した選考委員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

(報告)

第8条 委員長は、選考結果を一定の期間内に文書をもって理事会に報告するとともに、理事会の要請があるときは、理事会に出席して、その選考理由を説明しなければならない。

(選考委員の責務)

第9条 選考委員は、助成候補者の選考を公正に行い、選考の過程及び内容並びに選考委員の職務上知り得た秘密については、選考決定前及び選考結果発表後とも、他に漏らしてはならない。

(分科会)

第10条 委員会は、必要に応じて分科会を設け、特定事項について審議を求めることができる。

2 分科会の選考委員（以下、「分科会委員」という。）は、委員会で選出する。

3 分科会には、委員長1名を置くこととし、分科会委員の互選により選出する。

4 分科会の招集、議決その他会議の運営は、委員会に準じる。

(事務局)

第11条 委員会及び分科会の事務処理は、当法人の事務局が行う。

2 事務局の職員は、委員会及び分科会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事長が起案し、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益財団法人木口ひょうご地域振興財団の設立の登記の日から施行する。